

キッズプラザ大阪 アイスクリーム自動販売機設置仕様書

1 設置目的

キッズプラザ大阪の利用者の利便性向上に資することを目的として、アイスクリーム自動販売機を設置する。

2 設置場所及び台数

キッズプラザ大阪3階に1台を新たに増設置する。設置場所は、別紙「自動販売機設置位置図」を参照。

(3階に既存のアイスクリーム自動販売機1台は、別途、継続して設置する。)

3 設置期間

令和6年8月1日から令和7年3月31日まで

令和7年4月1日以降については、当初の設置条件を変更しないことを前提として、最長令和9年3月31日を限度に年度更新する。なお、更新を希望しない場合は、期間満了の3か月前までに書面により申し出ること。また、設置条件をやむを得ず変更する場合は、別途、協議する。

4 設置条件

(1) 自動販売機の仕様

設置する自動販売機は、次の①から⑤までの条件を満たす機種とし、事前にキッズプラザ大阪と協議し、承諾を得ること。

① サイズ

自動販売機の設置スペースは、幅120cm、奥行80cm程度とし、記載サイズ以内で設置できる機種であれば可とする。

② 環境対応

設置する自動販売機はノンフロン対応機とし、LED照明の機種など環境に配慮した省エネルギー型のものとする。

③ デザイン

ユニバーサルデザインの機種を設置することとし、設置する全自動販売機の筐体の色は白色が望ましい。また、外観デザインは公序良俗に反しないものとする。

④ 転倒防止対策

自動販売機の設置にあたっては、地震等で転倒することがないように転倒防止策を施すこと。また、対策実施にあたっては、できる限り施設の躯体に負担がかからない方法とすること。

⑤ キャッシュレス決済端末の導入

キャッシュレス決済機能として、複数の電子マネー（交通系ICカード等）が利用できるものとする。

⑥ 販売品目

子どもを主な対象とする施設として、販売する商品には配慮すること。

⑦ 販売価格

設置期間中に物価の変動や消費税の改定により商品の標準販売価格が変更となった場合には、キッズプラザ大阪と協議により設置自動販売機の販売価格を変更することができる。

(2) 設備及び商品等の維持管理

① フルオペレーション

設置事業者は、自動販売機の設置、定期メンテナンス管理、商品の補充、売上金回収及び釣銭補充などの金銭管理、空き容器（ごみ）の回収ボックスの設置及び空き容器（ごみ）回収、自動販売機内部及び外観の清掃、故障時の緊急対応など自動販売機の設置管理運営に必要な一切の業務を行うこと。

② 故障時等の対応

設置事業者は、不具合や故障時に迅速な対応をするため、常に専門の技術者を派遣できる体制を構築し、設置する自動販売機の硬貨投入口周辺の見やすい位置に、故障等発生時の緊急連絡先を明示すること。また、故障等で購入できなかった自動販売機利用者に対し誠実に対応すること。

③ 商品管理及び作業等

賞味期限を過ぎた商品は販売しないこと。

品切れ状態が継続しないよう商品の補充を適切に行うこと。品切れの連絡を受けた場合には迅速に対応すること。特に、夏季には利用者が増加することから十分留意すること。

また、商品の搬出及び入替え作業にあたっては、9時から17時30分までの間で、来館者の迷惑とならないよう留意すること（開館時間は9時30分から17時まで）。故障その他の理由により自動販売機の機種変更を行う場合は、事前にキッズプラザ大阪と変更内容や実施日時を協議し、承諾を受けること。

④ 衛生管理

衛生管理、感染症対策等について、商品販売に必要な営業許可等関係機関への必要な届け出及び検査がある場合には、遅延なく手続きを行うこと。

⑤ 周辺環境の美化

設置事業者は、自動販売機及びその周辺環境の美化に努め、空き容器（ごみ）回収ボックス1個を設置すること。空き容器（ごみ）回収ボックスは満杯にならないように、設置事業者において定期的に回収作業を行い、キッズプラザ大阪から連絡があった場合、速やかに臨時回収の対応をすること。回収作業にあたっては、9時から17時30分までの間で、来館者の迷惑とならないよう留意すること（開館時間は9時30分から17時まで）。回収した空き容器（ごみ）は適切にリサイクルすること。外部から持ち込まれる空き容器の一部混入は承知されたい。

(3) 必要経費の負担について

次の①から⑥まで記載する事項に関わる費用は、すべて自動販売機設置事業者の負担とする。

- ① 自動販売機の購入、設置、更新、移設、撤去並びに補修等に要する経費
- ② 自動販売機に装着する漏電、漏水等安全対策に要する経費
- ③ 自動販売機周辺に設置する空き容器回収箱の設置及び空き容器等の回収に要する経費
- ④ 自動販売機設置、移設に伴い電気・排水工事の追加を必要とする場合はそれに要する経費
- ⑤ 自動販売機に伴う日常の管理経費（光熱水費はキッズプラザ大阪が負担する。）
- ⑥ 自動販売機設置のために支出した有益費等、必要経費

(4) 原状回復

設置事業者は、販売手数料発生期間が満了したとき、または、契約解除等により自動販売機を撤去するときは、速やかに原状に回復して返還しなければならない。ただし、キッズプラザ大阪が承諾した場合はこの限りではない。

(5) 損害賠償等

設置事業者は、その責に帰する理由によりキッズプラザ大阪を滅失又または毀損した場合及び本仕様書に定める義務を履行しないためにキッズプラザ大阪に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。

また、自動販売機に関係して発生した第三者に対する事故については、設置事業者において誠実な対応と賠償を行うこと。

(6) 転貸及び譲渡禁止

設置場所の全部または一部を第三者に転貸することはできない。

5 販売手数料

販売手数料の納付については、一か月分を翌月の月末までにキッズプラザ大阪が指定する銀行口座へ振り込むこと。金融機関等の振込手数料の費用が発生した場合は、設置事業者の負担とする。

6 その他

本仕様書に定めのない事項については、キッズプラザ大阪と協議し定めるものとする。

【参 考】

令和5年度入館者数 344,000人（学校団体等は除く）